

## 中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、市内の子育て世代が理想の子どもの数を実現できる住環境の整備、脱炭素社会の実現、地域の防災力の向上、地域の住宅産業の振興等を図るため、『やまなし KAITEKI 住宅』を建築又は取得するための経費に対し、予算の範囲内で中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、中央市補助金等交付規則(平成18年中央市規則第40号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 住宅 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「長期優良住宅法」という。)第2条第1項の住宅をいう。
- (2) 建築 長期優良住宅法第2条第2項の建築をいい、新築、増築、改築を含む。
- (3) 認定住宅 やまなし KAITEKI 住宅指針(令和7年3月25日付け建住第5132号)に定める KAITEKI 住宅基準を満たし、やまなし KAITEKI 住宅認定制度要綱(令和7年3月25日付け建住第5160号。以下「認定要綱」という。)第3条第3項の認定を受けた別表第1に掲げる住宅をいう。
- (4) 県内事業者 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する建設業の許可のうち建築工事業の許可を受けている建設業者であって、県内に本店を有する事業者をいう。
- (5) 共同住宅等 共同住宅、長屋、併用住宅その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。
- (6) 子育て世帯等 次に掲げる世帯をいう。

ア 子育て世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年

度の4月1日時点で18歳未満の子を有する世帯をいう。

イ 若者夫婦世帯 自ら居住することを目的に認定住宅の建築の工事に着手した年度又は自ら居住することを目的に認定住宅を購入した年度の4月1日時点で夫婦のいずれかが39歳以下の世帯をいう。

(補助金の交付対象住宅)

第3条 補助金の交付の対象となる住宅(以下「交付対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に存する認定住宅であること。
- (2) 県内事業者が建築の工事を施工した認定住宅であること。

2 補助金の交付は、一の住宅(共同住宅等にあつては一の住戸)につき1回限りとする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 自ら居住することを目的に交付対象住宅を建築又は取得した者
- (2) 第6条第2項の規定による申請を行う日において、本市の住民基本台帳に記録されている住所が当該申請に係る交付対象住宅の所在地となっている者
- (3) 本市(転入した世帯にあつては、転入前の市区町村)における地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による市町村民税(同法の規定による特別区民税を含む。)及び固定資産税を世帯の全員が滞納していない者
- (4) 世帯の全員が中央市暴力団排除条例(平成24年中央市条例第16号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でない者
- (5) 認定要綱第3条第4項の規定によるやまなし KAITTEKI 住宅認定通知書(以下「認定通知書」という。)の通知日又は認定住宅を購入した日から起算して6箇月以内(認定通知書の通知日又は認定住宅を購入した日が当該年度において9月2日から10月1日までの間に属する日の場合は7箇月以内)に第6条第2項の規定による申請を行う者

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、別表第2の左欄に掲げる認定住宅の種類の違いに  
じ、それぞれ同表の右欄に定める額とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あ  
らかじめ、認定要綱第4条第1項の確認を求めるよう努めなければなら  
ない。

2 申請者は、中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付申請  
書兼請求書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出し  
なければならない。

(1) 認定通知書の写し

(2) 工事請負契約書又は不動産売買契約書の写し

(3) 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の  
通知書の写し

(4) 補助金の振込口座が確認できる通帳等の写し

(5) その他市長が必要と認める書類

3 前項に規定する申請の受付期間は、毎年度4月1日から2月末日までと  
する。

(補助金の交付決定及び額の確定等)

第7条 市長は、前条の申請があったときは、当該申請に係る書類の審査及  
び必要に応じて行う現地調査により、補助金を交付すべきものと認めたと  
きは、速やかに補助金の交付の決定及びその額の確定をし、中央市やまな  
し KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式  
第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付の決定をする場合において、必要があるときは、  
条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定により補助金の交付の決定及びその額の確定をし  
たときは、速やかに補助金を申請者が指定する金融機関の口座に振込の方  
法により交付するものとする。

(決定の取消し)

第8条 市長は、補助金の交付を受けた者(以下「補助金交付者」という。)が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 認定要綱第8条第1項の認定の取消しがあったとき。
- (4) 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき。
- (5) 規則及びこの告示の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(補助金の返還)

第9条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その取消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずるものとする。

(加算金及び延滞金)

第10条 補助金交付者は、前条の規定により補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を市に納付しなければならない。

2 補助金交付者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を市に納付しなければならない。

3 市長は、前2項の場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、補助金交付者の申請により、加算金及び延滞金の全部又は一部を免除することができる。

(財産の処分の制限)

第11条 補助金交付者は、建築又は取得した認定住宅(以下「取得財産」と

いう。)に係る認定通知書の通知日から起算して10年(第3項において「財産処分制限期間」という。)を経過するまでの間は、市長の承認を受けなくて、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 補助金交付者は、前項の承認を受けようとするときは、財産処分承認申請書(様式第3号)により市長に提出し、その承認を受けなければならない。

3 市長は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

(台帳の整備)

第12条 市長は、補助金の交付の状況を明らかにするため、台帳を整備し、必要な事項を記載するものとする。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

## 附 則

(施行期日)

1 この告示は、令和7年10月1日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付の決定がなされた補助金については、同日後もなおその効力を有する。

別表第 1 (第 2 条関係)

| 認定住宅の種類                       | 適合状況                   |
|-------------------------------|------------------------|
| やまなし KAITEKI 住宅               | KAITEKI 住宅基準 1 及び 2    |
| やまなし KAITEKI 住宅／ZERO          | KAITEKI 住宅基準 1 から 3 まで |
| やまなし KAITEKI 住宅／FORET         | KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4  |
| やまなし KAITEKI 住宅／ZERO・FORET    | KAITEKI 住宅基準 1 から 4 まで |
| やまなし KAITEKI 住宅リノベ            | KAITEKI 住宅基準 1 及び 2    |
| やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO       | KAITEKI 住宅基準 1 から 3 まで |
| やまなし KAITEKI 住宅リノベ／FORET      | KAITEKI 住宅基準 1、2 及び 4  |
| やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO・FORET | KAITEKI 住宅基準 1 から 4 まで |

別表第 2 (第 5 条関係)

| 認定住宅の種類                           |                                                         | 補助金の額                          |
|-----------------------------------|---------------------------------------------------------|--------------------------------|
| やまなし KAITEKI 住宅                   |                                                         | 子育て世帯等 40 万円<br>子育て世帯等以外 20 万円 |
| やまなし KAITEKI 住宅／ZERO              |                                                         | 子育て世帯等 60 万円<br>子育て世帯等以外 40 万円 |
| やまなし<br>KAITEKI 住宅<br>／FORET      | 県産木材の使用量が 5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 30% 以上である場合  | 子育て世帯等 60 万円<br>子育て世帯等以外 40 万円 |
|                                   | 県産木材の使用量が 7.5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合 | 子育て世帯等 70 万円<br>子育て世帯等以外 50 万円 |
|                                   | 県産木材の使用量が 10 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合  | 子育て世帯等 80 万円<br>子育て世帯等以外 60 万円 |
| やまなし<br>KAITEKI 住宅<br>／ZERO・FORET | 県産木材の使用量が 5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 30% 以上である場合  | 子育て世帯等 80 万円<br>子育て世帯等以外 60 万円 |
|                                   | 県産木材の使用量が 7.5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合 | 子育て世帯等 90 万円<br>子育て世帯等以外 70 万円 |

|                                          |                                                         |                                  |
|------------------------------------------|---------------------------------------------------------|----------------------------------|
|                                          | 県産木材の使用量が 10 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合  | 子育て世帯等 100 万円<br>子育て世帯等以外 80 万円  |
| やまなし KAITEKI 住宅リノベ                       |                                                         | 子育て世帯等 60 万円<br>子育て世帯等以外 40 万円   |
| やまなし KAITEKI 住宅リノベ／ZERO                  |                                                         | 子育て世帯等 80 万円<br>子育て世帯等以外 60 万円   |
| やまなし<br>KAITEKI 住宅<br>リノベ／FORET          | 県産木材の使用量が 5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 30%以上である場合   | 子育て世帯等 80 万円<br>子育て世帯等以外 60 万円   |
|                                          | 県産木材の使用量が 7.5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合 | 子育て世帯等 90 万円<br>子育て世帯等以外 70 万円   |
|                                          | 県産木材の使用量が 10 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合  | 子育て世帯等 100 万円<br>子育て世帯等以外 80 万円  |
| やまなし<br>KAITEKI 住宅<br>リノベ／<br>ZERO・FORET | 県産木材の使用量が 5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 30%以上である場合   | 子育て世帯等 100 万円<br>子育て世帯等以外 80 万円  |
|                                          | 県産木材の使用量が 7.5 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 40%以上である場合 | 子育て世帯等 110 万円<br>子育て世帯等以外 90 万円  |
|                                          | 県産木材の使用量が 10 m <sup>3</sup> 以上であり、かつ、木材使用量の 50%以上である場合  | 子育て世帯等 120 万円<br>子育て世帯等以外 100 万円 |

様式第1号(第6条関係)

中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付申請書兼請求書  
(                      年度)

年    月    日

中央市長        様

このことについて、中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、次のとおり補助金の交付を申請します。

|                         |                          |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|-------------------------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------|-------------|
| 申請者                     | 住            所           |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | (フリガナ)                   |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 氏            名           |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 生 年 月 日                  | 年    月    日生                                                                                                                                                                                                                              | 電 話 番 号   | ※日中連絡が取れるもの |
|                         | 世帯の筆頭者                   |                                                                                                                                                                                                                                           | 世 帯 人 数   | 人           |
| 施工者(元請業者)               | 所    在    地              |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 法    人    名              |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 代 表 者 氏 名                |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 建 設 業 許 可                | 許可 (                      ) 第                      号                                                                                                                                                                                      |           |             |
|                         | 本店所在地                    |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
| 対象住宅概要等                 | 認 定 住 宅 の 種            類 |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 県産木材使用区分                 | <input type="checkbox"/> 5 m <sup>3</sup> 以上、かつ、木材使用量の 30%以上<br><input type="checkbox"/> 7.5 m <sup>3</sup> 以上、かつ、木材使用量の 40%以上<br><input type="checkbox"/> 10 m <sup>3</sup> 以上、かつ、木材使用量の 50%以上<br><input type="checkbox"/> 上記のいずれにも該当しない |           |             |
|                         | 子育て世帯等の該当                | <input type="checkbox"/> 該当する <input type="checkbox"/> 該当しない      ※子育て世帯等<br>「18 歳未満の子を有する世帯」又は<br>「夫婦のいずれかが 39 歳以下の世帯」                                                                                                                   |           |             |
| 補 助 金 交 付 申 請 ( 請 求 ) 額 |                          | 円                                                                                                                                                                                                                                         |           |             |
| 補助金振込先                  | 金 融 機 関 名                |                                                                                                                                                                                                                                           | 本 ・ 支 店 名 |             |
|                         | 種            別           | 普通    ・    当座                                                                                                                                                                                                                             | 口 座 番 号   |             |
|                         | (フリガナ)                   |                                                                                                                                                                                                                                           |           |             |
|                         | 口 座 名 義 人                | ※指定口座は申請者と同一名義の口座にしてください。                                                                                                                                                                                                                 |           |             |

(※裏面についても記載してください。)



誓約・同意事項(□に☑を記入願います。)

次の事項について誓約及び同意します。

- ☐ 私(申請者)及び私と同一世帯に属する全ての世帯員は、中央市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等でないことを誓約します。また、私と世帯員が暴力団関係者でないことについて、中央市が警察に照会することを同意します。
- ☐ 私(申請者)は、山梨県及び中央市による『やまなし KAITEKI 住宅』の普及の取り組みに可能な範囲で協力します。
- ☐ 私(申請者)及び私と同一世帯に属する全ての世帯員は、中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金の交付審査のために必要な住民基本台帳の閲覧について、中央市が行うことに同意します。
- ☐ 私(申請者)及び私と同一世帯に属する全ての世帯員は、中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金の交付審査のために必要な市税等の課税・納付状況について、中央市が調査することに同意します。

| 納税義務のある世帯員氏名 | 申請者との続柄 |
|--------------|---------|
|              | 申請者     |
|              |         |
|              |         |
|              |         |

※氏名は必ず本人が同意の上、記入してください。

※納税義務がある世帯員とは、市税等の納付の義務がある世帯員をいいます。

中央市長 様

年 月 日

誓約・同意者(申請者自署)

添付書類(□に☑を記入願います。)

- ☐ やまなし KAITEKI 住宅認定通知書の写し
- ☐ 次のいずれかの契約書の写し
- ☐ 工事請負契約書の写し
- ☐ 不動産売買契約書の写し
- ☐ 認定住宅の建築の工事を施工した県内事業者に係る建設業の許可の通知書の写し
- ☐ 補助金の振込口座が確認できる通帳等の写し
- ☐ 申請日の属する年度の前年度における申請者及び申請者が属する全ての世帯員に係る納税証明書(転入した世帯に限る。)

第 号  
年 月 日

(申請者氏名) 様

中央市長



中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付決定及び額の確定通知書  
( 年度)

年 月 日付けで申請のあった中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金については、中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第7条の規定により、次のとおり交付することに決定したので通知する。

1 補助金の交付確定額は、次のとおりとする。

補助金の交付確定額 金 円

2 補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

(1) 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消す場合がある。

ア 偽りその他の不正な手段により、補助金の交付を受けたとき

イ 補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

ウ 認定住宅の認定の取消しがあったとき

エ 認定住宅に係る法令に基づく処分に違反したとき

オ 中央市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等に該当するとき

カ その他補助金の交付を不相当と認めたとき

(2) 補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、その取り消しに係る補助金について、期限を定めて返還を命ずる。

(3) 交付の決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(4) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

3 建築又は取得した認定住宅(以下「取得財産」という。)に係る認定通知書の通知日から起算して10年を経過するまでの間は、市長の承認を受けないで、取得財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

様式第3号(第11条関係)

年 月 日

中央市長 様

(申請者) 住 所  
氏 名  
電話番号

### 財産処分承認申請書

中央市やまなし KAITEKI 住宅普及促進事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、取得した財産を次のとおり処分したいので申請します。

1 処分しようとする財産の明細

2 処分の内容

3 処分しようとする理由